

**重 要**

令和2年9月22日

会員各位

JU静岡オートオークション  
流通委員会  
クレーム委員会

## 会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和2年9月29日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。  
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。  
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

### 規約変更事項

#### 第8章 クレーム規約 第5条 クレーム受付期間

1. クレーム申立は、オークション開催日を含めて5日以内(開催週土曜日)の午後5時30分までとする。ワンプライス・即落については、落札日を含む5日以内の午後5時30分までとする。午後5時30分を超えてワンプライス・即落にて落札されたものは、翌日が落札日とみなす。
2. 遠方地域については、クレーム受付期間延長の申立ができる。その場合の申立期限はオークション開催日を含めて5日以内の午後5時30分までとし、クレーム受付期間は当該車両が落札店へ到着した翌日の午後5時30分までとする。期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の午後5時30分までとする。  
遠方地域とは、静岡県、愛知県、神奈川県、山梨県を除く地域とする。

以上